

平成 19 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U B I C
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏
(コード番号： 2158 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 戸 越 一 成
(TEL. 03-5463-6344)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 19 年 5 月 28 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出し関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の数 | 普通株式 59,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 |
| (3) 増加する資本金
及び資本準備金
に関する事項 | 未定 |
| (4) 発行価格 | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 19 年 6 月 15 日に決定する。） |
| (5) 募集方法 | 一般募集とし、三菱 UFJ 証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、マネックス証券株式会社、エース証券株式会社、いちよし証券株式会社、高木証券株式会社、極東証券株式会社、GMO インターネット証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。但し、発行価格決定の際に同時に決定される引受価額が払込金額を下回る場合は、募集株式発行を中止する。 |
| (6) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (7) 申込期間 | 平成 19 年 6 月 19 日（火曜日）から
平成 19 年 6 月 21 日（木曜日）まで |
| (8) 申込株数単位 | 10 株 |
| (9) 払込期日 | 平成 19 年 6 月 25 日（月曜日） |
| (10) 株券受渡期日 | 平成 19 年 6 月 26 日（火曜日） |
| (11) 募集株式の払込金額、増加する資本金及び資本準備金に関する事項、その他この募集株式発行に関し、取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株発行並びに株式売出し届出目論見（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株式売出しの件

- | | |
|---|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 普通株式 59,000 株 |
| (2) 売 出 価 格 | 未定（前記 1.における発行価格と同一価格とする。） |
| (3) 売出人及び売出株式数 | 東京都品川区東五反田二丁目 7 番 8 号
株式会社フォーカスシステムズ 29,000 株
東京都港区港南二丁目 10 番 23-307 号
守本 正宏 22,000 株
千葉県成田市公津の杜二丁目 33 番 1-306 号
池上 成朝 4,000 株
神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目 7 番 9-506 号
戸越 一成 4,000 株 |
| (4) 売 出 方 法 | 三菱 UFJ 証券株式会社を引受人とし、全株式を引受価額で買取引受させる。但し、上記 1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向け売出しによる売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記 1.における募集株式の引受価額と同一とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 上記 1.における申込期間と同一とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 上記 1.における申込株数単位と同一とする。 |
| (8) 株 券 受 渡 期 日 | 上記 1.における株券受渡期日と同一とする。 |
| (9) 売出価格、その他この株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株発行並びに株式売出届出目論見（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 59,000 株

② 売出株式数 普通株式 59,000 株

(2) 需要の申告期間 平成 19 年 6 月 11 日（月曜日）から
平成 19 年 6 月 14 日（木曜日）まで

(3) 価格の決定日 平成 19 年 6 月 15 日（金曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。）

(4) 申込期間 平成 19 年 6 月 19 日（火曜日）から
平成 19 年 6 月 21 日（木曜日）まで

(5) 払込期日 平成 19 年 6 月 25 日（月曜日）

(6) 株券受渡期日 平成 19 年 6 月 26 日（火曜日）

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	473,000 株
公募による増加株式総数	59,000 株
公募後の発行済株式総数	532,000 株

3. 増資資金の用途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 527,750 千円（*）については、設備投資 358,107 千円、広告宣伝・販売促進費 89,300 千円及び、人材採用費等 75,000 千円に充て、残額については運転資金に充当する予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 10,000 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元につきましては重要な経営課題と認識しており、平成 20 年 3 月期以降財務基盤の強化と内部留保を厚くすることで企業価値向上という考えも念頭におきながら、経営成績及び財務状態を勘案しつつ、株主への利益配当を検討していく方針であります。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保につきましては、今後の事業拡大に有効活用して参りたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配当の具体的増加策

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、現時点において、具体的内容は決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株発行並びに株式売出届出目論見（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成16年7月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益 (△純損失)	△774.51円	△737.09円	△191.00円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	－円 (－)	－円 (－)	－円 (－)
実績配当性向	－%	－%	－%
株主資本当期純利益率	－%	－%	－%
株主資本配当率	－%	－%	－%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 平成16年7月期は設立初年度であるため会計期間が平成15年8月8日から平成16年7月31日となっております。また、平成17年3月期は決算期変更のため、会計期間は平成16年8月1日から平成17年3月31日となっております。

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格もしくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注) 「4.株主への利益配分等」における今後の利益配当等にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株発行並びに株式売出届出目論見（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。